

令和 2 年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目次

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	1
総合評価	1
重点推進事項の検証	1
1 繁華街等における地域安全対策の推進	1
2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	2
3 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進	2
4 テロの未然防止に向けた警備諸対策の推進	3
5 訪日外国人等の急増への対応	3
重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	4
総合評価	4
重点推進事項の検証	5
1 安全安心まちづくりの推進	5
2 サイバー犯罪対策の推進	6
3 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	7
4 地域警察の対応力の強化	8
重点目標 3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進	9
総合評価	9
重点推進事項の検証	12
1 人身安全関連事案への的確な対応	12
2 子供・女性安全対策の推進	12
3 少年の非行防止・保護対策の推進	12
重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	13
総合評価	13
重点推進事項の検証	17
1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	17
2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	19
3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	20
4 検挙力の強化	22
重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備	25
総合評価	25
重点推進事項の検証	26
1 交通死亡事故等抑止対策の推進	26
2 安全で円滑な交通環境の整備	30
重点目標 6 テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進	32
総合評価	32
重点推進事項の検証	33
1 テロ対策の推進	33
2 災害対策の推進	34
重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	35
総合評価	35
重点推進事項の検証	36
1 警察力の充実強化	36
2 県民の立場に立った警察活動の推進	38

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進（全部門共通）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の社会情勢は、北陸新幹線金沢開業を始めとした陸・海・空の交流基盤の整備・連携により、観光客等の来県者が大幅に増加するなど、交流人口が大きく拡大してきた。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」開催を控え、訪日外国人の増加が見込まれ、本県においても、従来から行われているイベント、会議等に加え、上記競技大会参加国選手団の事前合宿、聖火リレー等の諸行事が予定されていることから、交流人口の一層の拡大が予想される。

このような情勢の中、県内に居住・滞在する全ての人の安全安心を確保するため、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 交流人口の拡大に伴う治安諸対策を一層充実させるとともに、更なる拡大が治安に与える影響を予測し、効果的な各種治安対策を組織的・計画的に推進する。

2 成果

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、交流人口の拡大に歯止めがかかった。刑法犯認知件数は戦後最少を更新し、交通事故件数、負傷者数が減少した一方で、減少を続けていた交通事故死者数は増加に転じた。

3 今後の課題

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動の両立が進み、再び交流人口が増加に転じた場合に備え、交流人口の拡大に伴う治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 繁華街等における地域安全対策の推進（生活安全部）

(1) 推進状況

ア 金沢駅周辺、観光地等に重点を置いた犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

自治体、地域住民等と連携した犯罪抑止対策を推進した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、金沢駅、観光地等におけるイベントの多くが中止となった中、年始・年末の初詣等について、主催者等と連携した雑踏対策を推進した。

イ 繁華街等における悪質な風俗関係事犯に対する取締り等の推進

令和2年中の風俗関係事犯の検挙件数は12件と、前年より16件（57.1%）減少した。

【風俗関係事犯の検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件数	率(%)
風営法(件)	7	16	15	20	17	15	8	3	10	3	-7	-70.0
売春防止法(件)	3	5	3	2	3	8	1	3	0	2	2	-
条例 ^(注1) (客引き等)(件)	3	1	0	4	9	9	14	13	10	6	-4	-40.0
その他 ^(注2) (件)	8	9	19	13	10	19	11	15	8	1	-7	-87.5
計	21	31	37	39	39	51	34	34	28	12	-16	-57.1

注1：条例とは、石川県迷惑行為等防止条例をいう。

注2：その他とは、出入国管理及び難民認定法（助長罪等）、遊技機等賭博等をいう。

令和2年中の検挙事例

- 金沢市内の営業禁止区域内において店舗型性風俗特殊営業を営んだ風営法違反（禁止区域営業）事件（7月検挙：金沢西・白山警察署）
性風俗店経営の女（53）ら4人は、営業を禁止された区域内において、店舗型性風俗特殊営業を営んだ。
- 加賀市内の宿泊旅館において売春の周旋をした売春防止法違反（周旋）事件（10月検挙：大聖寺警察署）
会社員の女（68）は、売春婦に対して不特定の遊客である男を売春の相手方として紹介し、売春を周旋した。

(2) 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した上で、犯罪の発生状況等の分析に基づく自治体、地域住民と連携した効果的な犯罪抑止対策及び観光施設、イベント主催者等と連携した雑踏対策を推進するほか、繁華街の実態を把握し、悪質な客引き、違法風俗営業等に対する厳正な取締りを推進する必要がある。

2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進（刑事部）

(1) 推進状況

新幹線等交流基盤を利用する各種犯罪に対応するため、犯罪情勢の変化を的確に分析するとともに、発生時には捜査員を効果的に投入した初動捜査を展開するなどした結果、令和2年中の刑法犯の検挙率は69.3%と前年より19.5ポイント上昇した。

(2) 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など社会情勢の変化が治安に与える影響を的確に分析し、これに応じた各種訓練を計画的に実施するとともに、新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進、犯罪現場等における客観証拠の確実な収集、科学技術の効果的な活用、捜査支援分析の強化等により、検挙力及び事態対処能力を一層強化する必要がある。

3 金沢駅周辺、観光地等における交通安全対策の推進（交通部）

(1) 推進状況

新型コロナウイルス感染症が県内の交通流に与える影響を的確に把握しながら、主要交差点における交通整理、違法駐車取締り及び信号周期の見直しを実施したほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、パークアンドライドの運用、混雑予告看板の設置等による交通総量の抑制を図った。

(2) 今後の課題

観光客の回復、大型イベントの再開等を見据えて、適時適切に交通情報をドライバーに提供することにより、交通誘導及び交通総量の抑制対策を強化していく必要がある。

4 テロの未然防止に向けた警備諸対策の推進（警備部）

(1) 推進状況

ア 関係機関・団体と連携した水際対策の徹底

小松空港、能登空港、金沢港及び七尾港において、関係機関・団体等と合同で、各種会議を開催するなどして情報共有を図るとともに、不法侵入事案等を想定した実戦的な訓練を実施し、水際対策の徹底を図った。

イ 重要施設等に対する警戒警備の強化

志賀原子力発電所、金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、「東京2020オリンピック聖火を活用した地方創生事業」に伴う聖火展示等、不特定多数の者が集まる行事、施設等のソフトターゲットに対して制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施し、テロの未然防止に向けた警戒を強化した。また、行事を開催する主催者等に対して自主警備の強化を要請するなど、参加者等の安全及び行事の円滑な進行を確保した。

(2) 今後の課題

交流人口の更なる拡大に伴い、国際犯罪組織関係者の流入も懸念されることから、県内に居住・滞在する全ての人の安全安心を確保するため、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携し、テロ等重大事案の未然防止を図る必要がある。

5 訪日外国人等の急増への対応（警務部）

(1) 推進状況

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報及び各種届出に迅速に対応するため、外国人が来訪することが多い交番に外国語での対応が可能な警察官を配置するとともに、外国人からの通報を想定した現場対応訓練、外国人対応研修会の開催等の取組を推進した。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

外国語を併記した遺失・拾得手続関係書類の活用、大規模イベントに伴う雑踏警備における通訳官及び外国語での対応が可能な職員の現場配置、警察施設及び車両への「POLICE」の表示、一部の道路標識への外国語表記等、行政サービスの向上を図った。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

金沢市内3警察署及び白山警察署において、語学の素養のある警察官で構成された通訳チームを継続的に活用した。

また、適任者に国際警察センターの研修を受けさせるほか、部内外の通訳人に対して各種語学研修等を開催し、基盤整備を推進した。

(2) 今後の課題

再び交流人口が増加に転じた場合に備え、県民はもとより、国内外からの観光客等が安全安心を実感できる環境を整備しつつ、国際犯罪組織関係者の流入、ソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を一層強力に推進する必要がある。

重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進（生活安全部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の刑法犯認知件数は、平成15年をピークに減少傾向が継続し、平成28年から令和元年にかけて戦後最少を更新し続けるなど、数値の面では改善傾向が認められる。

しかしながら、高齢者を中心に特殊詐欺の被害は依然として深刻であり、その手口は常に変容しているほか、サイバー犯罪も悪質・巧妙化しているなど、治安情勢は予断を許さない状況にある。

このような治安上の課題に対応するためには、地域の犯罪情勢に即した街頭活動、広報啓発活動等各種施策を推進するほか、初動警察活動における事態対処能力を強化し、迅速・的確な検挙活動を推進する必要がある。

また、自治体を始めとする関係機関・団体等との連携、防犯ボランティアを始めとする多様な防犯ネットワークの整備・活性化により、自主防犯活動を促進するとともに、安全で安心なまちづくりのための地域の取組を支援するなど、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働した犯罪抑止対策を推進する。
- 県民の防犯意識を向上させるとともに、防犯ボランティアの活性化を図る。

2 成果

(1) 刑法犯認知件数

令和2年中の刑法犯認知件数は3,595件と、前年より913件（20.3%）減少した。

また、特殊詐欺被害は、認知件数が70件、被害額が約3億900万円と、それぞれ前年より24件（52.2%）、約2億4,800万円（411.3%）増加した。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件・人	率(%)
認知件数(件)	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	4,722	4,508	3,595	-913	-20.3
検挙件数(件)	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	2,146	2,246	2,493	247	11.0
検挙人員(人)	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,678	1,472	1,380	1,428	1,247	-181	-12.7
うち少年(人)	546	451	332	274	242	257	140	126	106	102	-4	-3.8
検挙率(%)	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	45.4	49.8	69.3	19.5	ポイント

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件・額	率(%)
認知件数(件)	47	62	75	95	150	142	105	61	46	70	24	52.2
被害額(万円)	17,931	23,707	31,759	39,332	49,218	37,756	17,788	16,812	6,035	30,862	24,827	411.3

(2) 特殊詐欺被害の阻止状況

令和2年中の特殊詐欺被害の阻止率^(注)は70.0%と、前年より2.1ポイント増加した。

(注) 阻止率(%) = 阻止件数 ÷ (認知件数(既遂) + 阻止件数) × 100

【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件数	率(%)
認知件数(既遂)	47	57	72	90	139	125	91	51	42	65	23	54.8
阻止件数	35	46	50	74	161	192	155	120	89	152	63	70.8
阻止率(%)	42.7	44.7	41.0	45.1	53.7	60.6	63.0	70.2	67.9	70.0	2.1ポイント	

3 今後の課題

- (1) 刑法犯認知件数の約7割を占める窃盗被害において、無施錠の割合（住宅侵入窃盗71.6%、乗り物盗70.6%）が全国平均（住宅侵入窃盗51.5%、乗り物盗57.5%）より高いことから、鍵掛けに関する広報啓発活動を推進し、防犯意識の向上を図る必要がある。
- (2) あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS等を活用し、幅広い世代に対して家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を展開するとともに、高齢者と接する機会の多い団体・事業者等と協同して注意喚起を行うことで、県民の特殊詐欺被害防止意識の向上と通話録音警告機等の普及促進を図るほか、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 安全安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を詳細に分析し、多発している犯罪や住民が不安に感じる犯罪等の抑止のため、パトロール、立ち寄り警戒等の「見える・見せる」活動を強化した。

イ 特殊詐欺予防対策の推進

テレビコマーシャル、スーパーマーケットの店内放送等あらゆる機会を活用した広報啓発活動によって県民の特殊詐欺被害防止意識の向上を図ったほか、金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を推進した。

ウ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

県、市町及び関係団体と連携したボランティア養成講座等を通じ、防犯ボランティアの知識・意欲の向上に努めた。また、通学路等における子供の安全対策を支援するため、活動に従事するボランティアに対し、活動時に掲示するステッカーの配布、不審者情報の提供等を実施した。

エ 適正な許可等事務の推進

各種申請・相談への適切な対応及び法令に基づく適正な事務を推進するとともに、法令違反に対して厳正な行政指導・処分を実施した。

(2) 今後の課題

地域における犯罪情勢を的確に分析し、防犯ボランティアに対する支援を始めとする効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、特殊詐欺被害を防止するため、

広報啓発活動及び金融機関・コンビニエンスストア等と連携した水際対策を一層強力に推進する必要がある。

2 サイバー犯罪対策の推進

(1) 推進状況

ア 「サイバーセキュリティ戦略」に基づく取組の推進

全警察職員を対象としたサイバー能力検定を実施したほか、民間の知見を生かしたサイバーセキュリティコンテストを開催するなど、職員の対処能力向上を図った。

イ サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の推進

IT企業、大学教授等で構成する石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会においてサイバー犯罪に関する情報共有を行ったほか、年間を通じたサイバーセキュリティ・カレッジ^(注)を開催するなど、被害に遭わないための広報啓発を積極的に推進した。

(注) サイバーセキュリティ・カレッジとは、サイバーセキュリティ意識の向上を図るため、警察担当者が、小・中・高校生、大学生、専門学校生、保護者、教職員を対象に実施しているインターネットの危険性や情報セキュリティ対策等についての講演をいう。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
		(件)	件数	率(%)									
不正アクセス禁止法 ^(注1)	(件)	1	2	2	1	2	2	4	1	4	6	2	50.0
電磁的記録対象犯罪 ^(注2)	(件)	3	7	1	1	0	2	2	14	6	16	10	166.7
上記以外の罪種 ^(注3)	(件)	37	34	82	69	64	60	74	81	39	47	8	20.5
計	(件)	41	43	85	71	66	64	80	96	49	69	20	40.8

注1： 不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワーク通じて他人のID・パスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

注2： 電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

注3： 上記以外の罪種とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

令和2年中の検挙事例

- 店舗システムへの不正アクセス等事件（12月検挙：金沢中警察署）
元店長の男（33）は、嫌がらせの目的で発注システム等に許可なくログインして不正アクセス行為を行った。

ウ インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

各種警察活動によって発見した違法情報・有害情報について、サイト管理者等に対し、削除依頼した。

(2) 今後の課題

産学官が連携して社会全体におけるサイバーセキュリティ意識の向上を継続的に図るほか、被害認知時における迅速かつ効率的・効果的な捜査、違法情報等に対する積極的な取締り及びサイト管理者等への削除依頼並びにサイバー空間の脅威への対処に関する人的基盤の強化を推進する必要がある。

3 県民の生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

(1) 推進状況

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯対策及びヤミ金融事犯対策の推進

令和2年中の悪質商法事犯^(注1)の検挙件数は6件と、前年より2件(20.0%)減少した。また、同年中のヤミ金融事犯^(注2)の検挙件数は1件と、前年と同数であった。

(注1) 悪質商法事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反のうち預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反、特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯をいう。

(注2) ヤミ金融事犯とは、出資法違反(高金利等)、貸金業法違反及び貸金業に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。

イ 社会情勢の変化に応じた環境事犯対策及び知的財産侵害事犯対策の推進

令和2年中の環境事犯^(注1)の検挙件数は94件と、前年より11件(10.5%)減少した。また、同年中の知的財産権侵害事犯^(注2)の検挙件数は35件と、前年より31件(775.0%)増加した。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反(以下「廃掃法」という。)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反、動物の愛護及び管理に関する法律違反等に係る事犯をいう。

(注2) 知的財産権侵害事犯とは、商標法違反、著作権法違反及び不正競争防止法違反のうち営業秘密侵害事犯の違反に係る事犯をいう。

【環境事犯・知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移】

区分	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
												件・人	率(%)
環境事犯	件数	93	71	64	74	71	85	73	85	105	94	-11	-10.5
	人員	101	87	69	78	79	88	84	92	117	97	-20	-17.1
知的財産権侵害事犯	件数	15	36	19	11	8	10	8	5	4	35	31	775.0
	人員	1	8	5	8	5	3	5	4	1	5	4	400.0
計	件数	108	107	83	85	79	95	81	90	109	129	20	18.3
	人員	102	95	74	86	84	91	89	96	118	102	-16	-13.6

令和2年中の検挙事例

- 偽ブランド商品を販売した商標法違反(侵害とみなす行為)事件(9月検挙:金沢中警察署)
会社役員の男(37)ら6人は、小松市内の女性等に対して、偽ブランド商品を販売譲渡し、商標権を侵害した。
- 役務提供契約時における特定商取引に関する法律違反(書面不交付)事件(12月検挙:津幡警察署)
住宅リフォーム会社員の男(31)は、車庫改修工事の契約の際に、契約の解除に関する事項等を記載した書面を交付しなかった。

(2) 今後の課題

悪質商法事犯及びヤミ金融事犯については、早期検挙、犯行ツール対策及び

関係機関・団体等との連携による継続的な被害拡大防止を図る必要がある。また、環境事犯、知的財産権侵害事犯等については、関係機関・団体等と情報交換に努め、悪質な事犯の取締りを積極的に推進する必要がある。

4 地域警察の対応力の強化

(1) 推進状況

ア 管内の情勢に即した地域警察活動の推進

犯罪や交通事故が多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための休業等に関する店舗等への犯罪被害を未然防止するための街頭活動を強化するとともに、移動交番車の活用によって地域警察活動の強化を図った。

イ 地域警察官の職務執行力の強化

職務質問技能指導官^(注)による実践的教養を始めとする各種教養・訓練を行うなど、地域警察官の現場執行力の強化を図った。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能、知識を有し、その技能等を後世に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

ウ 初動警察活動の強化

各種研修、通信指令技能検定等の実戦的な指導教養や、重大事案や大規模災害を想定した初動対応訓練等を実施するとともに、戦略的通信指令^(注)を深化させ、初動警察活動における事態対処能力の強化を図った。

(注) 戦略的通信指令とは、①初動警察で犯人検挙に導く的確な通信指令、②警察官を受傷事故から守る通信指令、③事案処理の確実な報告による対応漏れの防止徹底をいう。

(2) 今後の課題

交番・駐在所連絡協議会や巡回連絡を通じて把握した管内実態に即した地域警察活動を推進するとともに、現場執行力を強化するための実戦的な教養・訓練等の各種取組を継続する必要がある。また、初動警察における緊急事態への万全な対処を図るため、通信指令を担う人材の育成、通信指令体制の充実強化及び実戦的訓練を推進する必要がある。

重点目標3 子供・女性・高齢者を守る取組の推進（生活安全部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内において、児童虐待^(注1)又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数及び高齢者虐待^(注2)事案の認知件数は増加傾向にあるほか、ストーカー事案・配偶者からの暴力事案（以下「DV」という。）の相談等件数は引き続き高水準で推移するなど、人身安全関連事案の情勢は、依然として予断を許さず、被害者等の安全を確保するための迅速・的確な組織的対応が求められている。

子供^(注3)・女性^(注4)・高齢者に危害が加えられる犯罪は、一たび発生すれば被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、犯罪の前兆とみられる事案を認知した段階から行為者を早期に特定して検挙、指導等を行うほか、地域住民に対する情報提供を的確に実施する必要がある。

また、県内の刑法犯少年^(注5)の検挙人員、触法少年^(注6)及び不良行為少年の補導人員は減少傾向にあるものの、全国的には少年による特殊詐欺及び大麻事犯の検挙人員が大幅に増加しているほか、依然として再犯者が検挙人員の約3割を占めていることから、非行防止教室、立ち直り支援活動等、学校、少年警察ボランティア等と連携した少年の非行防止対策を推進するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組む必要がある。

このほか、インターネットの利用に起因した児童ポルノ事犯を始めとする福祉犯の被害は依然として深刻であり、取締りの強化、広報啓発活動、インターネット上の有害サイト対策等による被害の未然防止を推進する必要がある。

（注1） 児童虐待とは、保護者が監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待を加えるものをいう。

（注2） 高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する暴力、心理的外傷を与える言動等をいう。

（注3） 子供とは、中学生以下の男女をいう。

（注4） 女性には、中学生以下を含まない。

（注5） 刑法犯少年とは、刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。ただし、道路上の交通事故に係る同法第211条の罪を除く。

（注6） 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 人身安全関連事案における被害者の安全確保を推進する。
- 通学路等における子供の安全を確保する。
- 関係機関・団体と連携した少年の非行防止対策を推進する。
- 有害環境対策、福祉犯の取締り等による少年の保護対策を推進する。

2 成果

(1) ストーカー事案の認知・検挙状況

令和2年中のストーカー事案の認知件数は172件と、前年より4件(2.3%)減少した。検挙件数は22件と、前年より4件(22.2%)増加した。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく文書警告・禁止命令を19人に対して実施した。

【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
											件数	率 (%)
認知件数	120	212	223	276	261	186	188	168	176	172	-4	-2.3
検挙件数	10	21	24	31	24	26	23	29	18	22	4	22.2

(2) DVの認知・検挙状況

令和2年中のDVの認知件数は625件と、前年より269件(75.6%)増加した。
 検挙件数は87件と、前年より6件(7.4%)増加した。

【DVの認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
											件数	率 (%)
認知件数	246	346	365	393	407	404	376	396	356	625	269	75.6
検挙件数	23	42	45	47	76	91	59	65	81	87	6	7.4

(3) 児童虐待事案の認知状況

令和2年中の児童虐待事案の認知件数は421件と、前年より37件(9.6%)増加した。児童相談所に通告した児童数は625人と、前年より29人(4.9%)増加した。

【児童虐待事案の認知状況の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
											件・人	率 (%)
認知件数(件)	75	93	127	159	179	194	245	305	384	421	37	9.6
通告児童数(人)	94	163	206	248	306	331	385	470	596	625	29	4.9

(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙状況

令和2年中の高齢者虐待事案の認知件数は181件と、前年より84件(86.6%)増加した。検挙件数は21件と、前年より13件(162.5%)増加した。

【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
											件数	率 (%)
認知件数	49	49	65	51	83	88	100	112	97	181	84	86.6
検挙件数	7	2	4	1	4	2	2	5	8	21	13	162.5

(5) 子供・女性安全対策の推進状況

令和2年中の子供への声掛け事案等^(注)の行為者に対する指導・警告件数は55件と、前年より16件(41.0%)増加した。女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数は68件と、前年より26件(61.9%)増加した。

(注) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
											件数	率 (%)
子供(件)	47	64	71	61	72	48	62	43	39	55	16	41.0
女性(件)	61	103	90	105	131	107	112	51	42	68	26	61.9

(6) 刑法犯少年の検挙状況

令和2年中の刑法犯少年の検挙補導人員は151人と、前年より11人（6.8%）減少した。犯罪少年^(注)の検挙人員は102人と、前年より4人（3.8%）減少した。

(注) 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	人数	率(%)
刑法犯少年	680	569	462	377	342	359	227	164	162	151	-11	-6.8
うち犯罪少年	546	451	332	274	242	257	140	126	106	102	-4	-3.8

(7) 福祉犯の検挙状況

令和2年中の福祉犯^(注)の検挙件数は63件と、前年より30件（32.3%）減少し、検挙人員は50人と、前年より26人（34.2%）減少した。

(注) 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

【福祉犯の検挙状況の推移】

区分	年別		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
			件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙総数	件数		77	60	90	90	74	93	86	73	93	63	-30	-32.3
	人員		66	57	76	78	66	77	76	68	76	50	-26	-34.2
児童福祉法	件数		3	2	10	3	1	2	1	1	4	1	-3	-75.0
	人員		3	2	7	3	2	2	1	1	3	1	-2	-66.7
風営法	件数		3	5	2	4	2	1	2	0	5	0	-5	-
	人員		4	6	2	5	1	1	2	0	2	0	-2	-
児童買春・児童ポルノ禁止法 ^(注1)	件数		26	18	28	34	30	29	31	32	36	23	-13	-36.1
	人員		10	15	19	26	21	21	25	26	25	14	-11	-44.0
青少年保護育成条例	件数		45	35	48	48	39	57	50	39	45	38	-7	-15.6
	人員		49	34	46	43	39	50	46	39	44	34	-10	-22.7
その他 ^(注2)	件数		0	0	2	1	2	4	2	1	3	1	-2	-66.7
	人員		0	0	2	1	3	3	2	2	2	1	-1	-50.0

(注1) 児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

(注2) その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法、大麻取締法等をいう。

令和2年中の検挙事例

- 会社員による児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）事件（7月検挙：白山警察署）
会社員の男（42）は、18歳未満の少女に対して、現金の対償を供与する約束をして児童買春した。
- 会社員によるいしかわ子ども総合条例違反（みだらな性行為等の禁止）事件（11月検挙：金沢西警察署）
会社員の男（34）は、18歳未満の少女であることを知りながら、みだらな行為をした。

3 今後の課題

- (1) 引き続き人身安全関連事案を認知した際には、適切な被害者保護を推進する必要がある。
- (2) 少年の再非行を防止するため、規範意識の醸成等非行防止対策を継続的に推進する必要がある。
- (3) 子供を性被害から守るため、福祉犯の取締りと有害環境対策を継続的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 人身安全関連事案への的確な対処

(1) 推進状況

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

生活安全部内に人身安全関連事案を専門的に取り扱う人身安全・少年保護対策課を新設して組織的な対処能力を強化するとともに、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し、被害者の保護を推進した。

イ 行方不明者発見活動の推進

自治体等との連絡会議を開催し、認知症高齢者を始めとする行方不明者の早期発見・保護のための連携を図った。

(2) 今後の課題

人身安全関連事案は、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという特性があることから、対処能力を更に向上させるとともに、関係機関との連携を一層強化する必要がある。

2 子供・女性安全対策の推進

(1) 推進状況

ア 先制・予防的活動の推進

子供・女性を対象とした声掛け事案等の行為者に対して積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進する。

イ 通学路等における子供の安全確保のための対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪の早期検挙等に努めるほか、関係情報の収集・分析・広報、関係機関・団体等と連携した被害防止活動を推進する。

(2) 今後の課題

引き続き積極的かつ効果的な先制・予防的活動を推進するほか、子供・女性に対する犯罪の発生状況や防犯対策を講じる上で参考となる具体的情報の提供、関係機関・団体等と連携した取組を一層推進する必要がある。

3 少年の非行防止・保護対策の推進

(1) 推進状況

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

関係機関・団体と連携した非行少年の立ち直り支援を実施したほか、学校等において非行防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図った。

イ 適正な少年事件捜査の推進

少年の特性に配慮した迅速・適正な事件捜査・調査を推進し、少年の健全育成を図った。

ウ 福祉犯の取締りと有害環境対策の推進

SNS等インターネットの利用に起因する福祉犯被害を防止するため、福祉犯の取締り、有害環境対策、児童・保護者に対する広報啓発活動等を推進した。

(2) 今後の課題

関係機関・団体と連携した非行防止教室、立ち直り支援活動等の少年非行防止対策を継続的に推進する必要がある。また、福祉犯被害を防止するため、福祉犯の取締りを強化するとともに、広報啓発活動、有害環境対策等を継続的に推進する必要がある。

重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙（刑事部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内における刑法犯認知件数の減少傾向が継続する一方で、検挙率は上昇傾向を維持し、治安情勢を測る指標の上では改善がみられるものの、依然として殺人、強盗等の凶悪事件及び住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗事件が発生している。

特殊詐欺について、去年は認知件数、被害額ともに増加し、キャッシュカードをすり替えてだまし取る詐欺盗等、新たな手口もみられるなど、依然として深刻な情勢にある。

また、暴力団情勢については、六代目山口組が3つに分裂し、対立状態が継続しており、今後の県内への波及を含め予断を許さない情勢にあるほか、暴力団の企業活動への進出、組織的な特殊詐欺の実行等、社会経済情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化させている。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、適正捜査の推進、刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築を行いつつ、捜査手法及び取調べの高度化、初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実・活用等によって検挙力及び事態対処能力を強化し、徹底検挙する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 重要犯罪、重要窃盗犯、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

2 成果

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

令和2年中の重要犯罪^(注1)の検挙率^(注2)は101.6%と前年より19.5ポイント上昇し、全国平均（93.7%）を上回った。

(注1) 重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

(注2) 検挙率は、認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいい、100%を超えることもある。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

【重要犯罪検挙状況の推移】

区分		年別									
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2
殺 人	検挙率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.0	110.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	6	3	11	6	10	4	11	8	2	7
	検挙人員(人)	6	3	10	5	13	2	7	9	5	4
強 盗	検挙率(%)	72.7	114.3	90.0	66.7	100.0	88.9	40.0	125.0	100.0	75.0
	検挙件数(件)	8	8	9	6	8	8	2	10	3	3
	検挙人員(人)	7	13	9	6	7	6	7	8	3	7
放 火	検挙率(%)	33.3	71.4	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	133.3	100.0	100.0
	検挙件数(件)	1	10	11	3	11	3	3	4	5	10
	検挙人員(人)	1	6	10	5	8	2	4	3	3	7
強 制 性 交 等	検挙率(%)	87.5	100.0	133.3	90.9	116.7	80.0	60.0	122.5	75.0	100.0
	検挙件数(件)	7	10	4	10	7	4	3	9	6	10
	検挙人員(人)	4	12	5	7	5	6	2	9	6	5
略 取 誘 拐 人 身 売 買	検挙率(%)	200.0	-	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)	2	-	1	-	-	4	3	4	3	1
	検挙人員(人)	5	-	1	-	-	2	2	4	3	1
強 制 性 交 等 わ い せ つ	検挙率(%)	68.9	72.9	70.9	90.5	69.1	105.9	58.7	72.2	77.1	106.7
	検挙件数(件)	31	35	39	57	38	36	27	26	27	32
	検挙人員(人)	12	17	16	12	11	24	16	17	19	23
合 計	検挙率(%)	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3	67.1	91.0	82.1	101.6
	検挙件数(件)	55	66	75	82	74	59	49	61	46	63
	検挙人員(人)	35	51	51	35	44	42	38	50	39	47
全 国	検挙率(%)	63.4	65.1	63.4	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5	85.9	93.7

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗犯の徹底検挙

令和2年中の重要窃盗犯^(注)の検挙率は119.0%と前年より50.3ポイント上昇し、全国平均(70.2%)を上回った。

(注) 重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
侵入盗	検挙率(%)	48.6	65.6	49.1	59.8	61.1	71.6	68.8	64.9	70.3	120.7
	検挙件数(件)	446	535	430	568	570	491	416	323	430	513
	検挙人員(人)	89	100	93	122	110	112	94	76	94	81
自動車盗	検挙率(%)	36.6	26.1	30.0	25.0	30.0	39.1	44.0	70.8	43.8	107.1
	検挙件数(件)	26	12	12	16	18	18	11	17	7	15
	検挙人員(人)	21	11	6	5	7	12	8	6	7	5
ひったくり	検挙率(%)	20.0	30.8	69.2	28.6	66.7	71.4	110.0	60.0	75.0	-
	検挙件数(件)	1	4	9	2	4	5	11	3	3	-
	検挙人員(人)	-	1	3	2	4	4	3	3	2	-
すり	検挙率(%)	60.0	47.4	53.8	50.0	48.0	56.3	67.9	46.2	50.0	76.9
	検挙件数(件)	30	9	7	15	12	18	19	12	15	10
	検挙人員(人)	4	9	5	5	11	15	12	7	8	9
合計	検挙率(%)	48.2	62.7	48.7	57.2	59.0	69.0	68.4	64.2	68.7	119.0
	検挙件数(件)	503	560	458	601	604	532	457	355	455	538
	検挙人員(人)	114	121	107	134	132	143	117	92	111	95
全国	検挙率(%)	48.0	49.8	47.5	51.5	52.6	54.6	55.3	60.0	61.3	70.2

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

令和2年中の特殊詐欺の検挙件数は68件、検挙人員は23人とそれぞれ前年より37件（119.3%）、6人（35.3%）増加した。

認知件数が大幅に増加している中、認知直後の組織横断的な初動捜査の実施により被疑者を検挙している。

【特殊詐欺実行犯・検挙状況の推移】

区分		年別										増減	
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件・人	率(%)
特殊詐欺	件数	22	24	25	24	40	52	47	45	31	68	37	119.3
	人員	8	7	9	4	29	32	28	32	17	23	6	35.3

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

令和2年中の暴力団犯罪の検挙件数は179件と前年より27件（17.8%）増加し、検挙人員は102人と前年より12人（10.5%）減少した。暴力団構成員等が減少傾向にある中で、検挙人員は依然として100人を超える高い水準で推移している。

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別		年別										増減 件・人
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	
総数	件数(件)	292	204	135	144	120	171	172	124	152	179	27
	人員(人)	121	83	91	105	106	126	133	109	114	102	-12
暴行	件数(件)	9	6	5	14	4	10	12	9	6	7	1
	人員(人)	7	4	4	13	4	8	9	8	4	6	2
傷害	件数(件)	16	13	4	6	6	10	8	2	12	10	-2
	人員(人)	18	13	6	5	6	10	7	3	13	12	-1
恐喝	件数(件)	3	5	3	3	5	3	6	3	2	0	-2
	人員(人)	3	4	3	6	4	7	4	4	1	0	-1
賭博	件数(件)	4	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0
	人員(人)	6	2	9	0	0	0	13	4	0	0	0
窃盗	件数(件)	177	116	44	14	15	32	37	15	56	54	-2
	人員(人)	23	19	8	7	8	12	14	6	18	7	-11
その他 刑法犯	件数(件)	29	40	27	30	45	24	28	36	22	26	4
	人員(人)	25	27	31	23	48	33	28	37	34	25	-9
覚醒剤	件数(件)	43	11	35	54	32	69	41	41	32	32	0
	人員(人)	28	9	21	35	26	39	29	29	25	26	1
銃刀法	件数(件)	0	0	2	0	2	0	3	1	1	1	0
	人員(人)	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	1
その他 特別法犯	件数(件)	11	11	13	23	11	23	33	17	21	49	28
	人員(人)	11	5	8	16	9	17	27	17	19	25	6

3 今後の課題

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 未解決重要事件の検挙の推進

未解決重要事件の被疑者検挙に向け、更なる情報収集及び捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、日々進歩する科学技術の活用を検討する必要がある。

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が情報を共有して被疑者の割り出しに努めるとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、重要窃盗犯の早期検挙を推進する必要がある。

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

特殊詐欺の被害認知時には、受け子^(注)等の検挙を徹底するとともに、検挙した被疑者の供述、押収資料の分析、警察全部門における情報収集等を徹底し、警察の総合力を発揮して犯行グループの実態を解明することにより、中枢被疑者の検挙及び犯行拠点の摘発を行う必要がある。

(注) 受け子とは、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

社会情勢の変化を踏まえた暴力団犯罪の徹底検挙、情報収集活動及び警戒活動の徹底、暴力団対策法^(注)及び暴力団排除条例の効果的運用等、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層強力に推進する必要がある。

(注) 暴力団対策法とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。

重点推進事項の検証

1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

令和2年中の罪種別の検挙率を見ると、殺人は100.0%、強盗は75.0%、放火は100.0%、強姦性交等は100.0%、略取誘拐・人身売買は100.0%、強制わいせつは106.7%であった。

令和2年中の検挙事例

- 自宅における現住建造物等放火未遂事件（1月検挙：能美警察署）
会社員の男（38）は、自宅内の障子戸にライターで火をつけ、家屋を焼損させようとした。
- 自宅アパートにおける現住建造物等放火事件（2月検挙：白山警察署）
無職の男（48）は、自宅アパートの台所にプロパンガスを充満させ、コンロで火をつけ、同居室を焼損させた。
- 七尾市内における殺人事件（4月検挙：七尾警察署）
無職の男（21）は、自己所有の軽四自動車内において、練炭に火をつけ、無職の女性（25）を殺害した。
- 小松市内における殺人事件（5月検挙：小松警察署）
無職の男（39）は、小松市内の実家において、実母（75）を包丁で切りつけ、殺害した。
- 金沢市内における連続放火事件（6月検挙：金沢東警察署）
会社員の男（35）は、アパート1階通路に置いてあったバイクのカバーにライターオイルをかけて火をつけ、バイクを焼損させたほか、付近のバイクや自転車にも同様に火をつけ、焼損させた。
- 七尾市内における殺人未遂事件（7月検挙：七尾警察署）
無職の男（70）は、七尾市内の自宅において、姉（76）を刃物で切りつけて、殺害しようとした。
- 女兒に対するわいせつ目的誘拐等事件（8月検挙：金沢西警察署）
県外在住の会社員の男（44）は、SNSで知り合った10歳代女兒に対し、甘言を用いて誘い出し、石川県内を連れ回した挙げ句、わいせつ行為をした。
- 野々市市内における強盗傷人事件（10月検挙：白山警察署）
建設作業員の男（22）らは、野々市市内の一般駐車場において、会社員の男性の顔面を殴るなどして傷害を負わせ、同人所有の現金を強取した。
- 加賀市内における殺人事件（11月検挙：大聖寺警察署）
無職の男（52）は、加賀市内の自宅において、姉（56）の頸部等を^{けい}圧迫し、殺害した。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

令和2年中の住宅を対象とした重要窃盗犯の検挙率を手口別に見ると、空き巣^(注1)は70.1%、忍込み^(注2)は267.1%、居空き^(注3)は171.4%であった。

(注1) 空き巣とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注2) 忍込みとは、夜間家人等の就寝時に住宅屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注3) 居空きとは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしている際に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

【住宅対象重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2
空き巣	検挙率(%)	39.8	54.2	59.7	71.1	78.6	64.0	44.3	58.8	52.1	70.1
	検挙件数(件)	135	156	187	236	232	130	85	90	76	96
	検挙人員(人)	31	21	28	33	24	28	19	21	26	22
忍込み	検挙率(%)	30.4	70.6	12.8	26.8	35.4	98.9	107.1	20.0	69.0	267.1
	検挙件数(件)	45	60	20	34	62	182	165	17	118	195
	検挙人員(人)	2	5	6	6	4	6	7	8	6	13
居空き	検挙率(%)	26.3	34.8	21.1	52.9	57.1	100.0	58.8	35.7	43.5	171.4
	検挙件数(件)	5	8	4	9	8	12	10	5	10	12
	検挙人員(人)	1	4	2	2	2	4	5	2	2	3

令和2年中の検挙事例

- 兄弟による連続窃盗（出店荒し、空き巣等）事件（1月検挙：羽咋・津幡・金沢東警察署合同捜査）
無職の男（37）ら2人は、石川、富山両県内において、店舗、一般住宅等に侵入して現金等を窃取する事件を繰り返した。
- 窃盗前歴者による広域窃盗（事務所荒し）事件（6月検挙：小松警察署）
無職の男（48）は、1都9県下において、建築工事現場事務所に侵入して現金や工具類を窃取する事件を繰り返した。
- 野々市市内等における焼き破りによる連続窃盗（事務所荒し、空き巣等）事件（6月検挙：白山・金沢西警察署合同捜査）
会社員の男（29）は、野々市市内等の会社事務所、一般住宅等に侵入して現金等を窃取する事件を繰り返した。
- 七尾市内における窃盗（忍込み等）事件（8月検挙：七尾警察署）
土木作業員の男（51）は、七尾市内の一般住宅に侵入して現金を窃取する事件を繰り返した。
- レンタカーを使用した広域窃盗（忍込み）事件（12月検挙：石川（能美・白山警察署）、富山合同捜査）
無職の男（22）ら2人は、能美市内等の一般住宅に侵入して現金等を窃取する事件を繰り返した。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保、被疑者の検挙のための初動捜査訓練等を反復実施し、練度向上に努めた。

(2) 今後の課題

ア 未解決重要事件の検挙の推進

- 金沢市久安地内における独身男性殺人事件
(平成20年6月30日捜査本部設置：捜査第一課、金沢中警察署)
- ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件
(平成22年11月3日捜査本部設置：捜査第一課、大聖寺警察署)

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等によって被疑者の早期割り出し等を推進する必要がある。

2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

令和2年中の特殊詐欺の認知件数は70件、被害額は約3億900万円であり、それぞれ前年より24件、約2億4,800万円増加した中、迅速な初動捜査によって特殊詐欺の実行犯を検挙するとともに、突き上げ捜査等によって上位被疑者を検挙した。

令和2年中の検挙事例

- 外国人女性らによる預貯金詐欺事件(2月検挙：金沢中警察署)
外国人の女(40)、同(27)らは、家電量販店や保証協会職員等をかたり、キャッシュカードの偽造による不正利用名目で、高齢女性からキャッシュカードを騙し取った。
- 市役所や銀行職員等をかたったキャッシュカード詐欺盗事件(5月検挙：白山警察署)
アルバイトの男(30)、同(25)らは、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、高齢男性からキャッシュカードをすり替え窃取した。
- 訴訟取り下げ費用名目の架空料金請求詐欺事件(8月検挙：金沢西警察署)
会社員の男(30)は、民事訴訟取り下げ費用名目で、女性から現金を騙し取るうとした。
- 自称投資家らによるキャッシュカード詐欺盗事件(8～11月検挙：能美警察署ほか3署)
無職の男(30)ほか数名の男らは、市役所や銀行職員等をかたり、高齢女性からキャッシュカードをすり替え窃取した。

イ 犯行ツール対策の推進

令和2年中の助長犯罪^(注)の検挙件数は28件、検挙人員は20人とそれぞれ前年より21件、10人減少した。

(注) 助長犯罪とは、預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪をいう。

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
助長犯罪	盗品等譲り受け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
	口座詐欺	7	3	9	6	21	15	24	12	25	13	7	8	9	9	14	8	13	8	7	5
	犯収法(金融機関本人確認法)	21	12	18	14	19	16	18	12	11	6	19	14	37	33	24	15	34	21	21	15
	携帯電話端末詐欺	1	2	2	1	7	3	10	5	4	1	0	0	2	3	1	1	1	0	0	0
	携帯電話不正利用防止法	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	29	17	29	21	47	34	53	30	41	21	27	22	48	45	39	24	49	30	28	20

ウ 構造的不正の追及の強化

地域の政治・行政をめぐる諸分野における利権構造を的確に把握し、構造的な不正事案に対する精力的な捜査を実施した。

(2) 今後の課題

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

新たな手口に即応するため、官民一体となった被害の早期把握を継続的に推進するとともに、各部門の垣根を越えて特殊詐欺犯行グループの情報収集及び実効性のある検挙対策を継続的に推進する必要がある。

イ 犯行ツール対策の推進

犯行グループを弱体化させるため、携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断するとともに、特殊詐欺に係る被害届及び被害相談の受理時には、犯行使用電話の利用停止要請、契約者確認及び各種解約依頼、警告電話の積極的な実施等を迅速かつ確実に行い、無力化措置を徹底する。

また、犯行グループに対してレンタル携帯電話、電話転送サービス等の提供を行ったり、詐取した電子マネー等の転売、買取等を行っている悪質な業者に対する情報収集及び取締りを強化する。

ウ 構造的不正の追及の強化

政治情勢、地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握した上で、知能犯に対する情報収集力を強化し、検挙力を維持・向上させていく必要がある。

3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

各種法令の適用により、六代目山口組傘下組織の首領・幹部等を検挙した。

また、企業・団体に対して近年の暴力団情勢を踏まえた暴力団排除講習を実施するなど、地域・職域からの暴力団排除活動を推進した。

令和2年中の検挙事例

- 暴力団組長らによる労働安全衛生法違反（労災隠し）及び詐欺（生活保護医療扶助費受給）事件（1月検挙：羽咋、金沢中警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織組長（63）らは、労災事故を労働基準監督署長に報告せず、さらに治療費について生活保護法の医療扶助から不正に受給した。
- 暴力団組長によるいしかわ子ども総合条例違反（入れ墨等の禁止）事件（7月検挙：白山警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織組長（63）は、少年に対して入れ墨店を紹介して、入れ墨を施す行為をあおった。
- 暴力団組長らによる健康保険法違反事件（9月検挙：金沢中・西警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織組長（71）らは、会社に雇用した従業員を正当な理由なく、年金事務所に届け出なかった。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

令和2年中の全薬物事犯の検挙人員は102人と、前年より19人（22.9%）増加した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は53人、大麻事犯の検挙人員は

45人であった。

また、各種広報媒体やイベント等を通じて、薬物乱用防止に向けた啓発活動を推進した。

【違法薬物の検挙状況の推移】

年別		平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減 件・人
総数	件数(件)	83	76	107	111	119	153	104	104	104	141	37
	人員(人)	56	61	71	81	81	91	70	75	83	102	19
覚醒剤	件数(件)	75	51	92	95	88	114	83	68	61	78	17
	人員(人)	53	43	63	68	65	72	59	49	47	53	6
大麻	件数(件)	6	18	12	7	11	26	12	31	38	58	20
	人員(人)	2	16	7	6	6	16	8	23	30	45	15
麻薬等	件数(件)	2	7	3	4	10	9	6	5	4	5	1
	人員(人)	1	2	1	3	6	3	3	3	6	4	-2
指定薬物	件数(件)				5	10	4	3	0	1	0	-1
	人員(人)				4	4	0	0	0	0	0	0

令和2年中の検挙事例

- 小松空港を利用した覚醒剤密輸事件（1月検挙：小松警察署）
無職の女（42）が、中国から帰国する際に、スーツケース内に覚醒剤約1.8キログラムを隠し、営利目的で密輸入した。
- SNSを利用した覚醒剤密売事件（2月検挙：金沢東・中警察署、組織犯罪対策課）
無職の男（64）が、SNSで客を募り、全国各地に覚醒剤を密売した。
- 県外居住者による覚醒剤密売事件（9月検挙：金沢東・西・津幡警察署、組織犯罪対策課）
県外居住の男（39）が、複数人の顧客に対して、宅配便を利用して覚醒剤を密売した。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

令和2年中は、拳銃4丁を押収した。

【拳銃押収丁数の推移】

年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減
拳銃押収(丁)	5	5	0	1	5	3	9	9	13	4	-9

エ 国際犯罪の徹底検挙

令和2年中の来日外国人^(注)犯罪の検挙人員は52人と、前年より9人(20.9%)増加した。

(注) 来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者(永住権を有する者等)、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減
		件・人										
総数	件数	48	68	62	76	135	68	48	62	76	110	34
	人員	46	20	27	39	39	28	21	40	43	52	9
刑法犯	件数	35	32	42	55	121	56	41	51	62	87	25
	人員	36	15	15	26	21	20	14	30	33	42	9
特別法犯	件数	13	36	20	21	14	12	7	11	14	23	9
	人員	10	5	12	13	18	8	7	10	10	10	0

令和2年中の検挙事例

- 中国人による新型コロナウイルス感染拡大防止協力金詐欺事件（7月検挙：白山・金沢西警察署、組織犯罪対策課）
中国人の女（53）は、緊急事態宣言期間中、同人経営のマッサージ店を営業していたのに、休業したと偽り、休業協力金をだまし取った。

(2) 今後の課題

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

不透明化する暴力団組織、関係企業等の実態解明、多様化する資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を継続的に推進するとともに、関係法令を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を継続的に推進する必要がある。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用を防止するため、引き続き関係機関と連携し、徹底した取締り及び積極的な広報啓発活動を推進するとともに、特に若年層への広がりが見られる大麻犯罪の動向を注視する必要がある。

ウ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析等による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪の徹底検挙、犯罪インフラ事犯の取締り等を継続的に推進する必要がある。

4 検挙力の強化

(1) 推進状況

ア 初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 現場鑑識活動による客観的証拠資料の採取状況

令和2年中の現場指掌紋採取件数は2,225件と、前年より367件（14.2%）減少した。

現場指掌紋による確認件数^(注)は229件と、前年より56件（19.6%）減少した。

(注) 確認件数とは、犯罪現場等から採取した指掌紋が被疑者に符合した事件数をいう。

【現場指掌紋採取の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	増減	
											件数	率(%)
採取件数	2,943	3,181	2,958	2,839	3,042	2,816	2,660	2,609	2,592	2,225	-367	-14.2
確認件数	265	286	320	333	355	321	280	251	285	229	-56	-19.6

(イ) 鑑識活動事例

犯罪現場等から採取した現場指掌紋やDNA型鑑定資料により、強盗致傷事件や窃盗事件の被疑者が割り出され、検挙につながった。

(ウ) 取組事例

警察学校入校者や初任科生^(注1)に対して実戦的鑑識教養を実施するなどし、鑑識技術や知識の底上げを図った。

また、鑑識専科生等に対して鑑識上級検定を実施したほか、鑑識専務員^(注2)等に執務資料を配布するなどにより鑑識技術の向上を図った。



【鑑識専科生に対する上級検定状況】

(注1) 初任科生とは、新たに採用された巡査をいう。

(注2) 鑑識専務員とは、鑑識技能や知識が優れている鑑識業務の専従員であり、警察本部鑑識課、警察署の刑事課又は生活安全刑事課に配属されている。

イ 科学技術の活用

新たに導入された検査試薬によるDNA型鑑定や防犯ビデオカメラ画像の解析等の科学技術を犯罪捜査に活用したことによって、客観証拠による的確な立証を図るとともに、犯罪の悪質化・巧妙化に対応した。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月に全面施行された取調べの録音・録画制度に的確に対応するため、捜査員に対する教養訓練を行い、取調べの高度化を図った。また、新たな通信傍受方式では、傍受指導官等による指導教養を行い、技能向上を図った。

エ 効果的な捜査支援の推進

犯罪関連情報等の活用による被疑者の割り出し、犯罪者プロファイリングによる事件情報分析、犯人像推定等を行うなどの捜査支援分析業務を推進した。

オ 適正な検視業務の徹底

令和2年中の検視官の臨場率は94.9%と、前年より1.6ポイント減少しているものの、高い臨場率を維持し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症への感染防止対策のため、生前情報の早期収集、感染防止装備の着用徹底、関係機関との連携を推進した。

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

年別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	前年比
県下の 死体取扱数	1,351	1,360	1,304	1,253	1,280	1,235	1,306	1,331	1,293	1,238	-55
検視官 死体取扱数	1,072	1,128	1,116	1,123	1,222	1,202	1,273	1,268	1,248	1,175	-73
臨場率 (%)	79.3	82.9	85.6	89.6	95.5	97.3	97.5	95.3	96.5	94.9	-1.6

(2) 今後の課題

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び鑑識資料の適正な保管・管理の徹底

初動捜査において的確に客観証拠を収集するため、捜査・鑑識・科学捜査研究所が一層連携するとともに、鑑識資機材を効果的に活用するほか、鑑識専務員等の鑑識・鑑定技術の向上を図る必要がある。

また、犯罪現場等から採取した鑑識資料の紛失、滅失、混同等を防止するため、引き続き適正な保管・管理を徹底する必要がある。

イ 科学技術の活用

近年の複雑かつ多様化する犯罪に対応するため、捜査支援体制の更なる整備・強化の推進に努めるとともに、採取・収集された捜査資料を速やかに科学捜査研究所へ鑑定嘱託するなど、引き続き科学技術の有効活用を図る必要がある。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月に全面施行された新たな刑事司法制度等に的確に対応するため、引き続き取調べの高度化を図るほか、通信傍受の有効かつ適正な実施を推進する必要がある。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

犯罪者プロファイリング及び情報分析支援システムの活用を一層推進するとともに、高度化する捜査支援分析業務に対応した人的基盤の強化を図る必要がある。

オ 適正な検視業務の推進

引き続き感染防止対策の徹底を図りつつ、検視官が適切に検視現場へ臨場し、警察署検視担当者の実務能力向上に資する取組を継続する必要がある。

重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の整備 (交通部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

県内の交通事故は、平成18年から令和元年にかけて発生件数及び負傷者数ともに一貫して減少している。

しかしながら、令和元年の交通事故死者数は、前年を上回ったほか、死者数全体に占める65歳以上の高齢者の割合が依然として高い水準で推移しているなど、交通事故の更なる減少を実現するための課題は多い。

また、全国的には、幼い子供が犠牲となる痛ましい交通事故や高齢運転者による重大な交通事故が相次いで発生しているほか、重大な交通事故につながりかねない悪質・危険な運転行為（いわゆるあおり運転）等が大きな社会問題となっている。

このような情勢に対処するためには、地域の実態に即した交通事故防止対策、高齢運転者・歩行者等の対象者の特性等に応じた交通安全教育、交通事故分析に基づく効果的な指導取締り等の交通安全対策を社会全体で推進・強化していく必要がある。

また、交通事故の発生、道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握し、地域住民、道路利用者等の理解を得ながら、適時・適切な交通規制を実施するとともに、道路管理者等と緊密に連携し、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における歩行者安全対策等を計画的に推進し、安全で円滑な交通環境を整備する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握し、安全で円滑な交通環境を整備する。

2 成果

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成18年以降15年連続で減少したものの、交通事故死者数は40人と、前年より9人増加した。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	増 減	
													件・人	率(%)
発生件数(件)		8,532	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	2,408	2,025	-383	-15.9
死者数(人)		183	44	44	61	55	46	48	34	28	31	40	9	29
負傷者数(人)		11,725	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	2,823	2,325	-498	-17.6

3 今後の課題

令和2年中の交通事故は、発生件数及び負傷者数ともに前年より減少し、第10次石川県交通安全計画^(注)に掲げる数値目標を3年連続で達成した。

しかしながら、交通事故死者数は、前年より9人増加したほか、死者数全体に占める高齢者の割合は依然として高い水準で推移するなど、予断を許さない状況

であり、これまで以上に交通死亡事故等の抑止対策を強化していく必要がある。

(注) 第10次石川県交通安全計画とは、県が交通安全対策基本法に基づき、平成28年から令和2年までの5年間に講ずべき交通安全に対する施策の大綱を定めたものであり、「令和2年までに年間の交通事故死者数40人以下、死傷者数を3,400人以下」の目標を掲げている。

重点推進事項の検証

1 交通死亡事故等抑止対策の推進

(1) 推進状況

ア 高齢者の交通事故抑止対策の推進

(ア) 高齢歩行者の交通事故防止対策の推進

高齢歩行者に対しては、加齢に伴う様々な身体機能の低下が行動に及ぼす影響等を理解していただくため、交通安全動画等を活用した非接触型の交通安全教育や交通安全アドバイスカード^(注)を活用した街頭での安全指導を推進した。

また、関係機関・団体等と連携し、家庭訪問、街頭キャンペーン等による反射材用品の着用促進を図った。

(注) 交通安全アドバイスカードとは、歩行者がとりがちな危険な行動類型を明記したカードで、交通事故に遭う可能性のある危険な行動をとる歩行者を認めた場合に、その場で、指導・アドバイスを行う際に活用するものをいう。

(イ) 高齢運転者の交通事故抑止対策の推進

高齢者が日常生活の中で利用する場所や認知機能検査終了後等における交通安全教育、広報啓発を推進した。

また、頻回事故歴者^(注1)に対する安全指導を実施するとともに、自動車販売店等と連携して安全運転サポート車^(注2)の普及啓発を推進した。

(注1) 頻回事故歴者とは、一定期間に複数回の交通事故の当事者となった者をいう。

(注2) 安全運転サポート車とは、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時急発進抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車を用いる。

【高齢者の交通事故死者数等の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	人数	率(%)
交通事故死者数(人)	44	44	61	55	46	48	34	28	31	40	9	29.0
高齢者の交通事故死者数(人)	25	32	34	35	33	28	22	20	22	21	-1	-4.5
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合 [県内] (%)	56.8	72.7	55.7	63.6	71.7	58.3	64.7	71.4	71.0	52.5	-	-
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合 [全国] (%)	49.2	51.4	52.6	53.3	54.6	54.8	54.7	55.7	55.4	56.2	-	-

イ 歩行者の交通事故抑止対策の推進

歩行者保護に向けた総合対策、歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道^(注)の取組を推進した。特に、運転者には、講習等の機会を通じて、横断歩道手前での減速義務や、横断歩道における歩行者優先義務について周知したほか、歩行者には、正しい横断方法についての街頭指導や交通安全教育を推進した。

また、自治体、関係機関・団体等と連携し、歩行者には反射材用品の着用

促進を、運転者には薄暮時の早めのライト点灯及びハイビーム（上向きライト）の上手な活用を呼び掛けるなど、薄暮時間帯及び夜間の交通事故抑止対策を推進した。

（注）歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道とは、横断歩道における歩行者優先の広報啓発、指導取締り等の街頭活動、道路管理者と連携した環境整備を実施するなど、歩行者保護に向けた総合的な対策を推進する取組をいう（平成30年6月から実施）。

ウ 自転車利用者に対する交通ルールの周知徹底及び交通安全教育の推進

自治体、学校等と連携し、自転車ルール・マナー検定^(注)、校内放送等を活用した交通安全教育を通じて自転車の通行ルールの周知に努めたほか、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、街頭指導を推進した。

また、自治体、関係機関・団体等で構成する協議会に参画し、ネットワーク性及び安全性に配慮した自転車通行空間の整備を推進した。

（注）自転車ルール・マナー検定とは、自転車の基本的な通行ルールとマナーの習得を目的として、県内の中学生及び高校生を対象として実施しているものをいう。

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件・人	率(%)
発生件数(件)	737	660	576	562	473	475	396	328	313	298	-15	-4.8
死者数(人)	5	5	8	8	6	9	3	3	5	3	-2	-40.0
負傷者数(人)	736	659	568	558	466	464	388	324	306	293	-13	-4.2

【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

年別	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件数	率(%)
指導警告件数(件)	18,917	20,504	12,047	6,387	5,163	4,364	3,712	4,608	3,062	2,727	-435	-14.2

エ 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故分析結果を踏まえて策定した取締り重点路線等において、速度超過、交差点関連違反（信号無視、一時不停止、横断歩行者等妨害等）等の交通事故に直結する違反を重点とした指導取締りを推進したほか、パトカー等による警戒・街頭活動を強化した。

【交通指導取締り件数の推移】

違反種別	年別										増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件数	率(%)
速度超過	28,816	26,507	20,280	20,198	19,368	20,033	21,186	21,065	22,497	24,948	2,451	10.9
信号無視	3,741	5,194	3,777	4,844	5,031	5,465	4,960	3,856	4,459	6,038	1,579	35.4
一時不停止	6,994	7,900	8,854	6,941	9,060	9,425	9,523	10,919	11,428	15,878	4,450	13.8
横断歩行者妨害	336	416	276	396	417	253	299	687	1,934	3,066	1,132	58.5
その他	63,057	60,227	61,044	78,413	53,433	52,975	52,549	51,206	39,912	28,191	-11,721	-29.4
合計	102,944	100,244	94,231	110,792	87,309	88,151	88,517	87,733	80,230	78,121	-2,109	-2.6

(イ) 悪質性・危険性・迷惑性の高い交通違反の取締りの強化

強化期間を設けて強力に取締りを推進したほか、飲酒運転者に対して同乗を要求・依頼する行為（飲酒同乗罪）、無免許運転者に対して車両等を提供する行為（無免許車両等提供罪）等、飲酒運転者や無免許運転者の周辺者に対する捜査を徹底した。

また、飲酒運転の悪質性・危険性を周知する交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。

【飲酒・無免許運転周辺者及びアルコール等影響発覚免脱罪検挙状況の推移】

違反種別	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減		
												件数	率(%)	
飲酒	車両等提供罪	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	酒類提供罪	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	-
	同乗罪	3	8	2	5	3	4	5	0	3	4	1	33.3	
無免許	車両等提供罪			0	3	0	2	1	1	0	2	2	100.0	
	同乗罪			0	4	0	2	3	1	1	1	0	0.0	
免脱罪				0	0	3	2	6	4	1	0	-1	-100.0	

【飲酒運転による交通事故の推移】

※ 第1当事者又は第2当事者が飲酒（酒気帯び以上）の件数

種別	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		30	26	29	34	26	24	24	33	27	20	-7	-25.9
死者数(人)		2	0	0	1	1	2	2	1	1	4	+3	+300.0
負傷者数(人)		41	37	37	44	35	29	31	39	34	22	-12	-35.3

【無免許運転による交通事故の推移】

種別	年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減	
												件・人	率(%)
発生件数(件)		17	12	16	12	12	16	13	6	11	13	2	18.2
死者数(人)		0	0	1	1	0	2	0	0	0	1	1	-
負傷者数(人)		24	18	19	14	17	21	17	8	12	16	4	33.3

(ウ) いわゆるながら運転の防止に向けた取組の推進

道路交通法の一部改正による携帯電話使用等違反の罰則強化について、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動や、適切な指導取締りを推進した。

(エ) いわゆるあおり運転等の取締り等の強化

車間距離不保持、追越し方法違反、進路変更禁止違反等、いわゆるあおり運転につながる交通違反の指導取締りを推進した。

また、道路交通法の一部改正により新設された妨害運転罪について、関係機関・団体等と連携して広報啓発活動や、厳正な取締りを推進した。

オ 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化

客観的証拠に基づく科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が関与し、適正かつ緻密な初動捜査を推進した。

また、被害者等の心情及びニーズを的確に踏まえた支援を徹底したほか、重大事故発生時の組織的な被害者支援を推進した。

令和2年中の検挙事例

- 信号無視による危険運転致傷ひき逃げ事件（7月検挙：金沢東署）
接客業の男（26歳）は、普通自動車を運転し、信号交差点を進行する際、赤色信号を無視して交差点に進入、横断歩道を横断していた自転車に衝突転倒させて乗用者に軽傷を負わせたにもかかわらず現場から逃走した。
- 信号無視による危険運転致傷事件（11月検挙：金沢中署）
大学生の男（22歳）は、普通自動車を運転し、信号交差点を進行する際、赤色信号を無視して交差点に進入、交差道路から進行してきた軽四自動車に衝突させ、運転者に重傷を負わせた。
- 相手車両に衝突させた妨害運転事件（12月検挙：津幡署）
配達員の男（41歳）は、軽四自動車を運転し、交通上のトラブルとなった準中型貨物自動車の後方を蛇行や接近しながら追従した上、準中型貨物自動車と交差点を右折する際、その進路を塞ぐようにして前方に進出、自車を衝突させ、著しい交通の危険を生じさせた。

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

罪 名	年 別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増 減	
												件数	率(%)
死 亡	発 生	4	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	100.0
	検 挙	4	0	1	1	0	0	0	0	1	2	1	100.0
重 傷	発 生	7	7	7	3	5	3	6	4	7	2	-5	-71.4
	検 挙	7	6	5	1	5	2	5	4	5	2	-3	-60.0
軽 傷	発 生	15	16	27	19	31	31	22	20	24	20	-4	-16.7
	検 挙	10	13	22	18	22	18	14	13	17	14	-3	-17.6
合 計	発 生	26	23	35	23	36	34	28	24	32	20	-12	-37.5
	検 挙	21	19	28	20	27	20	19	17	23	14	-9	-39.1

カ 適正な運転免許行政の推進

悪質・危険な運転者を道路交通環境から早期に排除するため、迅速な行政処分執行と適切な運転者教育を推進したほか、一定の病気等^(注1)の疑いがある者を把握した場合は、臨時適性検査等の実施に努め、一定の病気等に該当する疑いがある場合には、運転免許の効力の暫定的停止制度^(注2)を適切に運用した。

(注1) 一定の病気等とは、一定の症状を呈する統合失調症、てんかん、認知症等の病気やアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒をいう。

(注2) 暫定的停止制度とは、免許を受けた者が、一定の病気等に該当する疑いがあると認められたときに、3か月を超えない範囲内でその者の免許の効力を停止することができる制度をいう。

キ きめ細かな運転者施策の推進

運転免許更新時の認知機能検査及び高齢者講習の円滑を図ったほか、高齢運転者、身体に障害がある方等からの安全運転相談に対し、丁寧に対応するとともに、利用可能な制度の情報提供に努めた。

また、高齢運転者の自主返納者に対する支援施策拡充に向けて、自治体、関係機関・団体等に働き掛けを行ったほか、免許センターでの日曜日の受付や代理人による申請等、返納等手続きにかかる利便性の向上と負担軽減に取り組んだ。

ク 交通事故分析の高度化

G I S、プローブ情報^(注1)等の活用により、交通事故分析の更なる高度化を図るとともに、P D C Aサイクル^(注2)による対策の効果検証を行うことにより、効果的かつ効率的な交通安全対策を推進した。

(注1) プローブ情報とは、カーナビゲーション等に蓄積された走行履歴情報をいう。

(注2) P D C Aサイクルとは、交通規制や交通指導取締りの実施効果について、交通事故分析の結果等を踏まえて検証することをいう。

(2) 今後の課題

交通死亡事故等を抑止するためには、自治体、関係機関・団体等と連携し、人優先の交通安全思想の普及と浸透に向けた交通安全対策を強化するとともに、交通事故発生状況や地域の交通実態を分析した取締り計画等を策定し、発生予測に基づいた実効性の高い街頭活動や指導取締りを推進する必要がある。

2 安全で円滑な交通環境の整備

(1) 推進状況

ア 持続可能な交通安全施設等の整備

持続可能な交通安全施設整備の在り方に関する検討会^(注)での結果を踏まえ、必要な場所には交通安全施設等を整備する一方、必要性の低下した交通安全施設については撤去するなど、今後の維持・管理を踏まえ、効果的かつ効率的な整備を推進した。

また、老朽施設の計画的な更新や信号灯器のL E D化を推進し、今後の維持管理コストの削減に努めた。

(注) 持続可能な交通安全施設整備の在り方に関する検討会とは、本格的な人口減少と高齢化社会を迎える中、20年後の人口動態、財政状況等を踏まえ、今後の交通安全施設等の整備の在り方や、方向性についての意見をj得るための有識者等の会議をいう。

【信号灯器L E D化の推進状況】

年度別 区分	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増減
信号機総基数	2,290	2,312	2,326	2,338	2,351	2,359	2,365	2,374	2,381	2,383	2
うち LED化整備数	93	120	112	55	106	57	60	55	55	112	67
LED化整備総数	560	680	792	847	953	1,010	1,070	1,125	1,180	1,292	112
LED化率(%)	24.5	29.4	34.0	36.2	40.5	42.8	45.2	47.4	49.5	54.2	-

イ 道路交通環境の変化等に即したより合理的な交通規制の推進

道路改良や交通流・量の変化等により交通実態に適合しなくなった交通規制については、内容の点検・確認を行い、交通事故の発生状況や地域住民の意見等を踏まえながら、必要な見直しを行った。

ウ 生活道路、通学路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路、通学路等における交通安全対策として、ゾーン30^(注1)や、通学路の安全点検を実施したほか、市町が行うキッズゾーン^(注2)の設定に協力した。

(注1) ゾーン30とは、区域(ゾーン)を定めて、最高速度30キロメートル毎時の速度規制と、交通安全施設等の整備等を組み合わせて、ゾーン内における車の走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策をいう。

(注2) キッズゾーンとは、市町が、保育所等を中心に半径500メートルを目安とした区域を設定し、交通規制や交通安全施設等を整備するなどの交通安全対策をいう。

エ 災害に備えた交通対策の推進

交通規制計画等に基づき、緊急交通路の確保、標章交付及び可搬式発動発電機を用いた信号機滅灯時の応急対応について、実践的訓練を実施するほか、災害発生時において安全で円滑な交通環境を確保するため、信号機電源付加装置^(注)等の整備を推進した。

(注) 信号機電源付加装置とは、停電検出時に信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

オ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連行事の開催等に伴う交通安全対策の推進

聖火リレーの開催を見据え、実行委員会等の関係機関と連携を密にし、関係者の安全確保に加え、交通の安全と円滑の観点からの取組を推進したが延期となった。

(2) 今後の課題

交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等による交通事情の変化を的確に把握し、効果的かつ効率的な交通安全施設の整備と今後の維持管理コストの削減の両立及び交通規制の点検・見直しを引き続き推進する必要がある。

重点目標 6 テロ・大規模災害等緊急事態対策の推進（警備部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

世界各地でテロ事件が相次いで発生するとともに、海外で邦人、我が国の関連施設等の権益がテロの被害に遭う事案も発生している。また、車両、刃物等を用いたテロ事件や社会の機能を麻痺させるサイバーテロが発生するなど、テロの手法も変容してきている。

このような情勢を踏まえ、当県においても、テロ等違法行為を未然に防止し、公安の維持を図るため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設等の警戒警備、関係機関・団体等との連携等、情勢に応じた対策を講じていく必要がある。

一方、全国では、豪雨、地震等による大規模災害が発生し、大きな被害を受けている。こうした大規模災害発生時に迅速かつ的確に対処し、県内に滞在・居住する一人でも多くの方を守り、少しでも被害を減らすことができるよう、従前の取組内容の不断の見直し、平素の業務における災害に関する危機管理体制の点検及び構築の持続的な推進のほか、関係機関・団体等との連携強化、装備資機材の充実整備、実戦的訓練の実施等により、災害対処能力の更なる向上を図っていく必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- テロ・大規模災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

(1) テロ等重大事案の未然防止

社会の変化に適応し、新たに生じ、又は変容する治安上の課題に的確に対応するため、テロ等につながる情報の収集・分析、重要施設及びソフトターゲットに対する警戒警備、官民連携等、テロの未然防止に向けた諸対策を推進するとともに、各種部隊の実戦的な訓練等を反復実施し、対処能力の向上を図った。

(2) 緊急事態対策の推進

近年多発する大雨や台風を起因とした風水・土砂災害を想定した中部管区広域緊急援助隊合同訓練、大規模地震を想定した初動対応教養・訓練、関係機関・団体と連携した合同訓練等を通じ、自然災害等の緊急事態発生時における初動態勢の確立及び対処能力の向上を図った。

3 今後の課題

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた警備諸対策の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び関連行事の安全かつ円滑な開催に向け、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設及びソフトターゲットの警戒警備、官民連携等の諸対策を推進する必要がある。

(2) 緊急事態対策の推進

自然災害等の緊急事態に備え、最近の災害の特徴や過去の大規模災害対処時における反省・教訓及び組織横断的な検討を踏まえ、各種計画を不断に見直ししていくほか、関係機関・団体と緊密に連携し、実戦的な訓練を反復実施して対処能力の向上を図るなど、危機管理体制の充実強化に向けた諸対策を推進する必要がある。

(3) サイバー攻撃対策の推進

サイバー空間の利用拡大等に伴い、サイバー攻撃の脅威の深刻化、標的の多様化等が懸念されることから、民間事業者等との連携を更に強化し、サイバー攻撃の実態解明及び被害の未然防止・拡大防止を図るとともに、新たな情勢に対処するための諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 テロ対策の推進

(1) 推進状況

ア 警戒警備の徹底

厳しいテロ情勢を踏まえ、志賀原子力発電所を始め重要施設等における警戒警備を強化したほか、関係機関と緊密に連携し、テロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を行い、対処能力の向上を図った。

イ 情報収集・分析の強化

治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、サイバー空間を含め、幅広い情報収集・分析を徹底した。

ウ 官民連携による対策の推進

(ア) ネットワーク活動

関係機関・団体・事業者で構成する「いしかわテロ対策ネットワーク」の活動を通じて情報共有、通報連絡体制等の強化を図った。

(イ) 重要施設等対策

志賀原子力発電所、金沢駅、小松空港等の重要施設のほか、不特定多数の者が集まる施設、行事等のソフトターゲットにおいて、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するとともに、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施するなどの対策を推進した。

(ウ) 爆発物原料対策

爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター、学校等を訪問し、管理強化の要請や不審情報の通報依頼等を推進した。

(エ) 宿泊施設等の悪用防止対策

旅館、インターネットカフェ、賃貸マンション、住宅宿泊事業等を営む者に対して、顧客に対する本人確認の徹底、不審情報の通報依頼等を行うなど、テロリスト等による悪用の防止を図った。

(オ) サイバー攻撃対策

深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、民間事業者等に対する

個別訪問、「石川県サイバーテロ対策協議会」を通じた情報提供等を実施するなど、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止及び事案発生時における対処能力の向上を図った。

(2) 今後の課題

テロ等重大事案を未然に防止するため、サイバー空間や先端技術の利用拡大を始めとする社会構造の急速な変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による情勢不安等、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種違法行為の取締り、重要施設等の警戒警備、官民連携等の諸対策を継続的に推進し、多様化する脅威に的確に対応していく必要がある。

2 災害対策の推進

(1) 推進状況

ア 初動態勢の確立及び対処能力の向上

災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、警察職員に対する教養を徹底するとともに、初動対応訓練、災害現場に即した環境での救出救助訓練等を反復実施した。

イ 関係機関等との連携強化

平素から自治体等の関係機関・団体と、情報共有するとともに、合同訓練等を通じて連絡体制の確立に努めるなど、連携強化を図った。

ウ 各種計画・施策の不断の見直し

既存の規程及び各種計画につき、最近の災害の傾向や過去の大規模災害対応を通じて得られた反省・教訓及び組織横断的な検討を踏まえ、必要な改善に努めるなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図った。

(2) 今後の課題

近年、全国各地において、豪雨や暴風等による甚大な被害が発生するなど、自然災害は頻発化・局地化・激甚化の傾向にあることから、対応に万全を期すため、各種計画、施策等を不断に見直していく必要がある。

また、自治体等の関係機関・団体との連携を更に強化するとともに、警察職員に対する教養・訓練を反復実施し、初動態勢の確立及び対処能力の強化を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進 (警務部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

人口減少や高齢化の進展、科学技術の発展に伴う社会の変化に適応し、新たに生じてくる、又は変容する治安上の課題に適切に対応し、安全安心な暮らしを願う県民の期待と信頼に応えるためには、業務の合理化・効率化、ワークライフバランス等を推進し、警察機能を最大限発揮できる、高い士気と厳正な規律を有する組織を確立することが重要である。

また、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招くことがないように、優秀な人材を確保するとともに、若手警察官の早期戦力化を図るほか、交番等の警察施設等の整備、各種装備資機材の充実、各種システムの高度化等を図る必要がある。

さらに、社会情勢の変化に伴って変化する県民の警察に対する期待と信頼に応えるためには、職員一人一人が誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備え、適正に職務を執行することはもとより、県民から寄せられる警察安全相談や苦情に真摯に対応し、犯罪被害者等の心情に寄り添ったきめ細かな支援等を推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 業務の合理化・効率化・高度化の推進及び組織の活動基盤を整備することにより、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

2 成果

(1) 警察力の充実強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、前年より警察官採用候補者試験の受験者数が減少した都道府県警察が多い中、オンライン就職説明会、参加・体験型の就職説明会等各種募集活動を推進し、前年を上回る申込者数を確保したほか、若手警察官に対しては実戦的総合訓練等を通じて職務執行能力の強化を図った。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

複雑多岐にわたる警察安全相談への的確に対応するため、職員を対象とした研修を実施したほか、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催し、関係機関・団体との連携を強化した。

また、関係機関・団体と締結した協定に基づき、きめ細かな被害者支援活動を推進した。

3 今後の課題

警察力の充実強化及び県民の立場に立った警察活動を推進するため、業務の効率化・高度化の推進、職員の仕事と生活の調和の実現、優秀な人材の確保等の取組を確実に継続しつつ、社会情勢の急速な変化に伴って絶えず生じる新たな治安課題への的確に対応できるよう、施策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 警察力の充実強化

(1) 推進状況

ア 積極的かつ合理的な組織運営とワークライフバランスの推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、更なる業務の合理化・実質化の推進、戦略的な人員の再配置等によって警察力を最大限に発揮できる環境を整えるとともに、各種治安課題への的確に対処すべく、限られた人員の効果的な運用に努めた。

また、石川県警察特定事業主行動計画「IPサポートプラン」に基づき、超過勤務の縮減や休暇取得の推進、仕事と子育てや介護等の両立支援を図るなど、警察における働き方を変え、ワークライフバランスを推進するとともに、女性警察官の採用、人材登用や女性職員に対するキャリア形成支援を行うなど女性の活躍に向けた取組を推進した。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により採用募集活動に一定の制約がある中、SNSや県警ウェブサイトから採用情報を継続的に発信するとともに、新たな取組として、複数回にわたり、「オンライン就職説明会」や「少人数制就職説明会」を開催した。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を講じつつ、「警察学校オープンキャンパス」や「1 dayインターンシップ」等、参加・体験型の説明会を開催するなど、効果的に採用募集活動を推進した。

【採用試験受験状況の推移】

区分	年別	平23	特別募集	平24	平25	平26	平27	特別募集	平28	平29	平30	令和元	令和2
		受験者		合格者	合格倍率	受験者	合格者		合格倍率	受験者	合格者	合格倍率	受験者
警察官A	受験者	476	134	387	337	276	311	51	279	274	221	163	235
	合格者	75	16	65	77	80	76	6	89	58	59	48	55
	合格倍率	6.3	8.4	6.0	4.4	3.5	4.1	8.5	3.1	4.7	3.7	3.4	4.3
警察官B	受験者	198	-	179	212	174	173	62	200	146	141	120	146
	合格者	27	-	27	43	34	46	8	37	36	23	26	33
	合格倍率	7.3	-	6.6	4.9	5.1	3.8	7.8	5.4	4.1	6.1	4.6	4.4
合計	受験者	674	134	566	549	450	484	113	479	420	362	283	381
	合格者	102	16	92	120	114	122	14	126	94	82	74	88
	合格倍率	6.6	8.4	6.2	4.6	3.9	4.0	8.1	3.8	4.5	4.4	3.8	4.3
採用者数		81	16	78	105	101	99	13	113	75	70	61	

ウ 若手警察職員の早期戦力化と幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上

実戦的総合訓練、若手警察官育成プログラム等による若手警察官の職務執行能力の強化に努めたほか、当直指揮訓練等の実戦的な訓練、各種研修会等により幹部・指導員の指導力・指揮能力の向上に努めた。

エ 現場執行力の強化に向けた術科訓練の推進

現場で発生する可能性の高い事案を想定した術科訓練について巡回指導等を行い、凶悪犯罪に的確に対処できる現場執行力の強化を図った。

オ 警察施設の計画的な整備及び装備資機材の充実

警察活動拠点である警察署及び交番について計画的な整備充実を図った。

- 七尾警察署庁舎建設（令和3年10月完成予定）
- 金沢西警察署戸板交番建設（令和3年3月完成）
- 白山警察署松任交番建設（令和3年3月完成）
- 羽咋警察署熊野駐在所建設（令和3年2月完成）

また、現場執行力の強化を図るため、耐刃防護衣等の受傷事故防止用資機材、災害対策用資機材及びテロ対策用資機材を整備したほか、警察車両の更新整備を推進した。

カ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

各種情報管理システムの開発・改修を行い業務の合理化・効率化を図るとともに、情報セキュリティ推進員を活用し、情報リテラシー及び情報セキュリティ対策の向上に努めた。

キ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、効果的な巡回指導を通じて留置施設の点検・整備を行い適切な改善措置を講じるとともに、現場に即した指導教養を実施するなどして、適正な留置管理業務を推進した。

ク 総合的な福利厚生施策の推進

新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めるとともに、各種健康診断やストレスチェックの分析結果に基づくきめ細やかな健康管理対策を実施するほか、職員の公私にわたる問題の早期解決に資する支援体制の整備と年代別セミナーの実施等生活支援の充実を図った。

(2) 今後の課題

ア 積極的かつ合理的な組織運営とワークライフバランスの推進

現在の厳しい治安情勢や社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・実質化を図り、ワークライフバランスを推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の充実強化を図る必要がある。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

全国的に厳しい採用情勢の中、引き続き、学生のみならず社会人経験者も対象とした効果的な採用募集活動を推進し、受験者数の増加を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。

ウ 車両・装備資機材の継続整備

現在の厳しい治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対応するため、引き続き各種資機材の整備や機動力となる車両の整備を行い、警察力の充実強化を図る必要がある。

エ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

新たな情報セキュリティの脅威への即応と情報管理システムの高度化等を図るため、効果的な情報リテラシー向上施策や訓練等を継続的に推進するとともに、引き続き情報管理分野における有為な人材の育成に努める必要がある。

オ 適正な留置管理業務の推進

留置施設に対する効果的な巡回指導の強化、留置担当官に対する各種訓練、

効果的な技能指導員の運用等により、適正な留置管理業務を継続的に推進する必要がある。

カ 新型コロナウイルス感染症対策の徹底と総合的な福利厚生施策の推進

新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努めるとともに、職員個々の実態に応じたきめ細やかな健康管理対策や生活支援等の総合的な福利厚生施策を推進する必要がある。

2 県民の立場に立った警察活動の推進

(1) 推進状況

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

警察本部及び警察署の警察安全相談室が中心となって、相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進を図った。

【警察安全相談受理件数の推移】

区分 \ 年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増 減	
											件数(件)	率(%)
警察安全相談 受理件数 (件)	17,677	18,615	21,375	25,569	28,230	28,754	28,593	31,430	31,411	34,202	2,791	8.9

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

申出のあった苦情については、厳正かつ客観的な調査を迅速に実施し、その結果を速やかに申出者に通知するなど、適切な苦情対応に努めた。

また、苦情の原因、問題点等について調査・検証した結果を組織運営に反映させ、業務改善及び非違事案の防止を図った。

【苦情件数の推移】

区分 \ 年別	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	増 減	
											件数	率(%)
苦情件数	20	60	74	29	34	38	46	21	30	24	-6	-20.0

ウ 警察署協議会の効果的な運営

警察署の業務運営に民意を反映させるため、協議会で活発な議論がなされるよう配慮するとともに、委員から寄せられた意見・要望等に対して適切な対応を図るなど、警察署協議会の効果的な運営を推進した。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

犯罪被害者個々の事情に適切に応じられるよう、昨年締結した被害者支援に係る協定も活用し、関係機関・団体と連携して、被害発生後の早い段階から被害者等のニーズに応じた支援活動を推進した。

【被害者支援実施件数の推移】

区分	年別										増 減	
	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	件数(件)	率(%)
被害者支援実施件数(件)	249	249	298	287	260	274	215	220	182	178	-4	-2.2

オ 警察活動に関する積極的な広報の推進

凶悪事件等の被疑者の逮捕、子供や女性を犯罪から守る活動、特殊詐欺や交通事故を未然に防止するためのキャンペーン、訪日外国人に対する取組等の広報素材を提供するなど積極的な広報を推進した。

カ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

全警察署の取調べ監督官と連携し、被疑者の取調べに対する厳正な監督を推進するとともに、職員に対する指導教養を徹底し、不適正な取調べの未然防止を図った。

キ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

年2回の業務監察において、業務上の問題点、改善点等を把握して監察の理念に即した監察を実施したほか、各種会議及び専科教養を通じて非違事案防止教養を実施した。

(2) 今後の課題

ア 警察安全相談の迅速的確な組織的対応

県民から寄せられた警察安全相談に対しては、引き続き相談者の立場に立ち、迅速かつ組織的に的確な対応を推進する。

イ 警察署協議会の効果的な運営

地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会委員から積極的に意見・要望等が提言され、活発な議論が行われるよう、引き続き効果的な運営に配慮する必要がある。

ウ 警察活動に関する積極的な広報の推進

犯罪や交通事故の発生状況等の情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、県民や観光客等に必要な情報を適時提供できるよう、県警ウェブサイト等の内容等を工夫していく必要がある。

エ 被疑者の取調べに対する厳正な監督の推進

不適正な取調べの未然防止のため、被疑者の取調べに対する厳正な監督及び職員に対する実効的な指導教養を継続的に推進する必要がある。

オ 業務改善による非違事案未然防止対策の推進

監察の理念に即した監察及び非違事案の調査を通じて、非違事案の原因・背景となり得る業務の見直し及び改善を進め、職員が働きやすい職場環境の構築をより一層推進する必要がある。